

規制の事前評価書

法令案の名称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案等

規制の名称：移送取扱所の配管の技術上の基準に係る規制の見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和8年5月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- 移送取扱所（配管等により、事業所敷地外を経由し、事業所から他の事業所へ危険物を輸送する施設）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第18条の2第1項において総務省令で定めることとされており、移送取扱所の配管の技術上の基準については、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第28条の5において、強度計算によって安全が確認された厚さの基準と、配管の外径に応じた「最小厚さ」の基準が規定されている。前者の基準は、配管の荷重や内圧等により破損のおそれが生じない厚さとする趣旨であり、後者の基準は、工事に用いる重機による衝撃でも破損のおそれが生じない厚さとする趣旨である。（一般的には「最小厚さ」の方がより厚さが求められる規定となっている。）
- また、移送取扱所の配管等の材料は、規則第28条の4において、告示で定める規格に適合するものでなければならないが、配管の設置場所の状況等からこれによることが困難であると認められる場合は、これと同等以上の機械的性質（外力等に対する材料の耐久性の尺度）を有するものとする事ができることとされている。
- 今般の改正は、事業所敷地内の地上又は地下に設置する移送取扱所の配管について、「最小厚さ」の規定を適用しないこととするとともに、移送取扱所の配管等の材料について、設置場所の状況等にかかわらず、告示で定める規格と同等以上の機械的性質を有するものを認めることとするものである。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「事業者によるGXの取組の環境を整備するため、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の調査・見直し検討に取り組む」こととされた。
- これを踏まえ、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の課題を把握するため、消防庁では、水素等の製造・輸送・利用に関連する業界団体、関連企業が立地する地方公共団体に対してヒアリング調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」において、水素関連物質に限らず、全ての危険物を対象として、安全の確保を大前提に危険物規制のあり方について検討した。
- その中で、業界団体から、移送取扱所については、維持管理体制が担保されていれば重機による不慮の衝撃が起きにくい事業所敷地内においても、事業所敷地外と同様に、配管の外径に応じた「最小厚さ」の基準が求められることにより、材料費が割高になってしまう等の課題が生じており、一律の規制ではなく、保安上のリスクに応じた柔軟な対応が可能な規制にすべきである等の指摘があったところ。

- ・ 一方で、業界団体からは、近年取り扱う危険物の種類が多様化していることを踏まえ、配管等の材料の規格についても多様なものを認めてほしいとの要望があった。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」の報告書（令和7年3月28日）及び業界団体からの要望を踏まえ、移送取扱所の配管を事業所敷地内の地上又は地下に設置する場合は、「最小厚さ」の規定を適用しないこととするとともに、移送取扱所の配管等の材料について、設置場所の状況等にかかわらず、告示で定める規格と同等以上の機械的性質を有するものを認めることとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 保安上のリスクを踏まえた規制とすることにより、移送取扱所の配管の材料費や工事費の縮減が可能となり、「最小厚さ」の規定を適用しないことについては、材料費と工事費を合わせて、配管1m当たり約10～30万円の縮減効果が見込まれる（石油連盟から聴取）。
- ・ 事後評価の際には、業界団体等から課題の解消状況、更なるニーズの有無等を聞き取った上で検証を行う。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 「最小厚さ」の規定を適用しないことについては、事業所敷地内の地上又は地下という一定の安全な場所に設置する場合に限定した緩和措置であり、配管等の材料については、告示で定める規格と同等以上の機械的性質を有するものに限るものであることから、安全性は規制緩和前と変わらず、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。

<行政費用>

- ・ 「最小厚さ」の規定を適用しない配管を有している等の移送取扱所で大規模な火災や流出が発生した場合の被害の状況等は、既存の制度である消防本部からの事故報告の内容を精査することにより確認及び検証が可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 事業所敷地内の地上又は地下に設置する移送取扱所の配管については、「最小厚さ」の規定を適用しないこととするについて、オブザーバーである関係業界団体から特段異論はなかった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 水素等の GX 新技術に係る危険物規制に関する検討会（令和6年6月6日、令和6年11月25日、令和7年2月14日、令和7年2月26日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-150.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 施行後おおむね5年以内に事後評価を実施予定。